

傍聴要領(遵守事項)

沖縄県都市計画審議会

1.傍聴する場合の手続き

- (1) 審議会の傍聴を希望する方は、審議会の開催予定時刻までに会場受付で検温と健康状態申告書(受付に用紙を準備しております)の記入を行い、事務局の指示に従って会場に入室して下さい。
- (2) 審議会の傍聴は、事前に申込があった方が対象となります。(報道関係者を除く)

2.審議会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場して頂きます。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3.審議会を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 審議会開催中は、着席の上、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食または喫煙しないこと。
- (5) 会議において、写真撮影、録画、録音等をおこなう場合には、審議会の会長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4.新型コロナウイルス感染症拡大防止のご協力について

(1) 自宅での健康チェック

次の項目に該当する方は、傍聴の自粛をお願いします。

- ① 発熱の症状がある方(体温37.5度以上)
- ② 風邪の症状のある方
- ③ 過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
- ④ 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方

(2) 高齢者や基礎疾患のある方

体調に不調がある場合は、かかりつけ医や保健所に相談と傍聴の自粛をお願いします。

(3) 会議での感染者発生時に備えたご協力について

- ① 傍聴にあたり、受付にて体温測定や、氏名、連絡先等の記入、提出
- ② 参加者で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査
- ③ 濃厚接触者となった場合、沖縄県対処方針に沿った対応のお願い

参考: 沖縄県 HP「新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について」⇒



- (4) 会場では、ご自身でのマスク着用をお願いします。また、消毒液を配置しますので、ご利用下さい。傍聴席も間隔を空けて用意しますので、ご協力をお願いします。